

## 中小企業経営改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の経営安定化を図るため、第2条で定める交付対象者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年5月15日規則第102号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 沖縄県が行う次に掲げるいずれかの新型コロナウイルス感染症関連融資制度の融資を受けた者

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応資金

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金

(ウ) 中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)

イ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行が行う次に掲げるいずれかの貸付を受けた者

(ア) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

(イ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

(ウ) 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

(エ) セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

(オ) 農林漁業セーフティネット資金

(カ) 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス感染症関連)

(キ) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(新型コロナウイルス感染症関連)

(ク) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(危機対応融資)(中小企業向け制度に限る。)

(ケ) 危機対応業務(危機対応融資)

(2) 県内に主たる事業所を有する事業者であって、国が実施する「経営改善計画策定支援事業(「通常枠」に限る。)」又は「早期経営改善計画策定支援事業(「通常枠」に限る。)」を利用し、令和5年10月2日以降に計画策定費用支払通知を受けた者

(3) 事業税に滞納がないこと。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人ではないこと。

ア 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

イ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

ウ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ アからエまでに掲げる者の依頼を受け、補助金の交付を受けようとする者

(5) その他、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

**第3条** 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
経営改善計画策定に要する経費	6分の1以内	50万円
早期経営改善計画策定に要する経費	6分の1以内	3.75万円

※ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）は補助対象外とする。

※ 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 規則第3条の補助金等交付申請書は、中小企業経営改善支援事業補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 「経営改善計画策定支援事業」又は「早期経営改善計画策定支援事業」を利用していることを確認するための書類

沖縄県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し

(2) 第2条第1号の要件を満たすことを確認するための書類

金融機関等が発行した、新型コロナウイルス感染症関連融資制度を受けたこ

とが確認できる書類の写し

- (3) 県内に主たる事業所を有することを確認するための書類（第2条第1号イに該当する者に限る。）

法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては開業届の写し又は確定申告書の写し

- (4) 事業税の滞納がないことを確認するための書類

事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書）

- (5) 補助金の交付を受けようとする者が、第2条第4号の要件を満たすことを確認するための書類

誓約書（第3号様式）

- (6) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請をしなければならない。

- 4 補助金交付申請の期限は、知事が指定する日とする。

（補助金の実績報告）

- 第5条** 補助金の実績報告は、前条に定める中小企業経営改善支援事業補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）をもって代えるものとする。

（補助金の交付の決定）

- 第6条** 知事は、第4条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助金交付額の確定）

- 第7条** 補助金交付額の確定は、前条をもって代えるものとし、確定通知は、同条の規定による交付決定通知をもって代えるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第8条** 補助事業者は、前条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第4号様式により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助金の交付の条件）

- 第9条** 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- 2 知事は、補助事業者が補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときはその返還を求めることができる。

(申請の取下げ)

**第10条** 事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けるまでに、中小企業経営改善支援事業補助金交付申請取下書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

**第11条** 補助事業者は、第7条に基づく補助金の額の通知を受けたときは、すみやかに中小企業経営改善支援事業補助金交付請求書（第6号様式又は第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

**第12条** この補助金は、精算払いにより交付する。

(雑則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。